

信州型自然保育認定制度 Q&A

項目	質問	回答
申請関連	申請書類等は何部提出すれば良いのか。	申請書と添付書類を紙媒体で正副各1部提出すること。 なお、定められた様式の申請書類については、できる限りエクセル上で作成するのが望ましい。エクセルで作成した場合、各様式の電子データを任意の電子媒体(CD-ROM等)に保存の上、印刷した申請書類等と一緒に提出すること。(電子メールでの送信は不可)
申請関連	申請要件3について、寺や教会を運営母体とする園は申請の対象外となってしまうのか。	申請要件3においては、布教活動が主たる目的になっており、保育・幼児教育が従たる活動になっている場合を指す。従って、運営母体が仏教やキリスト教を信仰している場合であっても、保育・幼児教育が主たる活動である場合は、要件に合致しているものと考えられる。
申請関連	公立の園の申請は市町村が取りまとめるのか。また、私立や認可外保育施設はどのように申請するのか。	申請書は園毎に作成するものとする。ただし、提出については設置者が取りまとめても良いし、園毎に直接県へ提出しても良い。
申請関連	未満児だけの園でも申請できるのか。	申請可能だが、時間数に関する基準7を含めて全ての基準を満たしている必要がある。
基準共通	自然体験活動とはどのようなものを指すのか。この制度に合わせて何か新しい活動をしなければならないのか。	この制度でいう自然体験活動とは、県が活動内容や種類を具体的に限定しているわけではなく、子どもが自然環境や地域資源に触れ合いながら心身ともに健やかに成長できるよう園が意識的に行っているものを指す。園として、当該活動をどのように意識して子どもの成長に結びつけているのかを説明できれば良い。 従って、この制度では何か別の新しいタイプの保育活動をやってほしいというわけではない。この制度を通して、自然体験活動が見える化・意識化されることを目指す。 また、一義的には屋外での自然体験活動を推奨するが、屋外での自然体験活動に基づいて屋内で活動を行う場合(例えば、屋外で活動した際に拾った落ち葉等を用いて屋内で創作活動を行うこと等)も、この制度でいう自然体験活動に含まれる。
基準共通	子どもの年齢の考え方	申請年度初日の前日(前年度末日)の年齢を当該年度中の年齢とみなす。 (例えば、前年度末日の3月31日時点で満3歳の子は、申請年度中に4歳になっても、この制度では3歳児とみなす)
基準5	毎月の自然体験活動をどのように確認するのか。	申請日の属する月の前月以前3か月間に実施された自然体験活動の概要を月毎に活動説明書へ記入し、証拠書類として該当する月の保育計画書を添付する。 同様に、申請日の属する月の翌月以降3か月間に計画されている自然体験活動の概要を月毎に活動説明書へ記入し、証拠書類として該当する月の保育計画書を添付する。ただし、翌月以降の月毎の保育計画書が作成されていない場合は、年間計画書でもよいこととする。
基準5	保育計画はこの制度に合わせた様式で提出するのか。	申請園が通常使っている様式で構わないが、できれば自然保育について書かれているものが望ましい。自然保育について特段の記載がなければ、自然保育に関する計画を別紙として添付することが望ましい。
基準5・7	長期休暇の定義と、長期休暇が存在する月がある場合はどのように申請すればよいか。	この制度でいう長期休暇とは、「祝日や園としての休暇を除いた登園日」が「月の通常の登園日数」の半数に満たない月をいう。なお、この場合、休暇が連続している必要はない。 【例】月曜日から金曜日を通常の登園日としている園の平成27年7月を想定した場合、月曜日から金曜日までの合計が23日あるが、祝日や園が設定する休暇を除いた登園日数がその半数の11.5日に満たない場合(11日以下の場合)、その月は長期休暇が存在する月とみなす。 長期休暇が存在する月については、その月を外した直近の前後3か月分について記入する。(記入する月が連続している必要はなく、3か月分の記入があれば良いということ。) 【例】申請日が6月1日の場合、記入すべき月は前3か月、後3か月ということで、そのまま考えると、それぞれ3、4、5月と7、8、9月となる。しかし、その内の3月と8月が長期休暇が存在する月である場合は、3月と8月を外して、2、4、5月と7、9、10月の各3か月分について記入する必要がある。
基準5・7	希望保育日は活動時間に含めるのか。	希望保育は在籍する全ての子どもを対象とする保育ではないので、活動時間数には含めない。
基準6	園庭の定義	この基準でいう園庭とは、園の敷地内にあるものを指す。 ※基準7については、園庭での活動も時間に含めて良いことになっているが、全ての活動が園の敷地内だけで完結してしまうと、「信州の豊かな自然環境や地域資源を活用した環境の中で子どもが育ってほしい」という制度の趣旨にそぐわなくなってしまうことから、この基準を設けている。 【例】一般的に言う園庭とは違った豊かな自然フィールドを持つ園庭であったり、裏山のようなフィールドを所有しているような場合であっても、その園庭や裏山だけで全ての活動が完結してしまっている場合は、この基準を満たしているとは言えない。
基準6	優先的に使用できる状態とは、どういった状態を指すのか。	この制度でいう優先的であるとは、使用契約書や借用書等までは不要であるが、当該フィールドが安定的に使える状態を指す。 【例】当該フィールドが資材置き場等で、いつ使えなくなるやもわからない状態が見てとれれば、優先的に使用できるとは言えない。しかし、仮にそういった場合において、別のフィールドが確保できればそれでよい。
基準6	自治体が所有する公園等でも良いのか。	安定的に使用できる状態であれば良い。
基準6	添付する写真の種類や枚数はどのようにすれば良いのか。	普段活用しているフィールド1種類につき、撮影方向が違うものを3点添付する。 【例】普段使用しているフィールドが3種類ある場合は、1種類につき3枚なので、合計9枚添付する必要がある。
基準7	園庭での自然体験活動も対象として良いのか。	前述の自然体験活動の定義に合致するものであれば、園庭での自然体験活動時間も記載対象とする。
基準7	活動説明書の備考欄にある「日数が5日以上無い週は記入不要」とはどういうことか。	登園日(希望保育日を除く)が1週間で5日に満たない週は、記載の対象としない。 【例】 ・通常では登園日である曜日が、その週においては祝日となっているために、1週間の登園日(希望保育日を除く)が5日に満たない週は記載の対象としない。 ・月の第1週または最終週において、前後の月と週が重なっているために、1週間の登園日(希望保育日を除く)が5日に満たない週は記載の対象としない。

基準7	3歳児以上の子どもの屋外での体験活動が15時間(5時間)以上行われているというのは、具体的にどういう状態を指すのか。	体験活動は強制されるものではなく、子どもの主体性を最大限に尊重した内容であることが重要であるとする。従って、園として3歳以上の全ての子どもに対して1週間に15時間(5時間)以上、屋外で体験活動ができる時間が保障されている状態を指す。 ※園として体験活動の時間を確保していることを確認する基準なので、すべての子どもに対して毎週15時間(5時間)以上の体験活動を必ずさせなければならないというものではない。(例えば、病欠等により活動時間が基準時間数に満たない子どもがいても支障ないものとする。)
基準7	特定の園児だけ1週間で15時間(5時間)の体験活動を行っている場合は、基準を満たしているといえるのか。 【例】5歳児だけが1週間で15時間(5時間)の体験活動を行っている場合	前述のとおり、3歳以上の子ども全てに時間が保障されていることを求めるので、特定の園児だけに1週間で15時間(5時間)の時間を確保しているだけでは、基準を満たさない。
基準7	複数週間での合計時間で考えても良いのか。 【例】2週間で合計30時間(10時間)のように時間を確保しているような場合	複数週間での合計時間では考えない。 仮に、それを可とすると、夏だけ長時間の自然体験を行い、あとは屋内での活動のみというような極集中的な自然体験でも良いということになってしまう。この制度が継続的かつ日常的な自然体験活動を推奨していることを考えると、それは趣旨にそぐわない。
基準7	運動会の時期や天候が悪い時は、1週間で15時間(5時間)の体験活動の時間確保が難しい。	前述のとおり、この制度では自然体験活動の意味は広く捉えているので、それを踏まえて各園で意識して自然体験活動の時間を確保できるよう工夫してほしい。なお、15時間(5時間)には、地域資源を活用した体験活動も対象としている。
基準7	保育時間そのものの指定はあるのか。	保育時間の指定は無い。保育所であっても幼稚園であっても、子どもが経験して欲しい体験活動の時間が5時間ないし15時間であるとして、今回の基準を設定している。
基準10	外部の研修会とは具体的にどのようなものを指すのか。	申請園関係者以外の者を対象として行われている研究会等で、自然保育や自然体験等に関するテーマを内容に含んでいるもの。 【例】広域で行う保育研究会、複数園で行う勉強会 等
基準10・11	該当するような研修への参加や事例発表等を行っているが、必ずしも毎回の保育に参加しているわけではない職員については、常勤として扱えるのか。	当該保育に関わる立場であり、園として服務上の常勤職員として管理していれば、この制度における常勤職員とみなす。また、日常的に保育に携わっていても、園長または園の保育責任者の立場にある者は同等とみなす。
基準10・11・12	有効であるとは、具体的にどういったものを指すのか。	この制度においては、園として、当該研修や事例発表が自然保育にとって有効であるということを説明できればよい。県が、具体的に有効である研修や事例発表会の場を指定するものではない。
基準10・11・12	研修等の開催時間や日数、頻度等は問わないのか。	開催の頻度や形態については問わない。
基準10・11・12	公立園のように異動がある場合において、過去2年間の間に別の園で、基準に該当するような研修に参加したり事例発表をしてきた保育者がいるような場合は、基準を満たすことになるのか。	この基準は、申請園に所属する保育者の能力を問う基準なので、申請日現在でその園に在籍しているのであれば、研修会や事例発表が別の園の在籍時のものであっても構わない。
基準11	ホームページやフェイスブック等のSNSに保育事例を掲載している場合は、この基準を満たすことになるのか。	ホームページやSNSでの公開は、情報公開の趣旨にあたるものと考えられるので、この基準ではなく基準14に該当するものとする。この基準でいう研究保育や事例発表とは、申請園関係者以外の者を対象とした、伝える相手や聞き手・読み手がはっきりしている場における発表を想定している。例えば入園説明会等において、保護者や地域住民に対して園の自然保育活動に係る説明をした場合は、活動に対する理解を得る意味で有効であり、広く対外的な事例発表ととらえ該当してよい。
基準13	自然体験活動の指導経験を有するとは、具体的にどういうことを指すのか。	自然を活用した体験活動を、幼児期の子どもを対象とする場において指導者の立場で提供してきた経験を有すること。
基準14	ホームページを開設していない場合、園のお便り等でも良いのか。	園が取り組む自然体験活動が、閉鎖的なものではなく対外的に公開されている状態であるかを問う基準なので、園便り等で日頃の活動を公開していれば、基準を満たす。
基準22	地域住民と交流する際のプログラムは、必ずしも自然体験活動でなくても良いのか。	園が地域に開けている状態であるかを問う基準であり、園開放やその他の場面で交流を図っていれば、その際のプログラムの内容までは問わない。
基準22	地域住民との交流頻度は問われるのか。	多いに越したことはないが、1回でも構わない。
基準24	保護者からの同意書まで必要なのか。	子どもの活動記録を公開することについて、保護者の同意を得ていることを示すものであれば、任意の様式や方法で構わない。
活動報告書関連(様式7)	認定後に毎年作成する活動報告書において、報告内容が認定基準に満たない場合は認定の取り消しになるのか。	認定基準を満たしている状態が望ましいが、活動報告書の内容が認定基準に満たないことによって直ちに認定取り消しになるわけではない。ただし、認定基準からあまりに乖離した活動内容である場合は、助言・指導の上、認定の取り消しを行うこともある。
活動報告書関連(様式7)	基準5と基準7に関して、毎月の活動内容を年齢別に細かく書かなければならないのか。	基準5に関しては、保育計画等を振り返りながら、活動内容の項目出しをする程度で構わない。この場合、年齢別に記載する必要はない。 基準7に関しては、認定申請時に基準7で記載した時間の考え方や同様な考えによって記入する。下欄には、その中で一番時間を費やした活動内容を簡潔に記載する。これについても、年齢別に記載する必要はない。
申請関連	今年認定を取って後、園の合併があった場合はどうなるのか。	ケースバイケースである。申請いただいた中身がまったく変わってしまうのであれば、原則は申請のし直しが必要になる。